

東日本大震災の復旧・復興のため 除染作業を行う皆さんへ

労災保険の特別加入をご存じですか

労災保険特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度ですが、労働者以外でも、中小企業の事業主や一定の業種の「一人親方」なども、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、労災補償を受けることができます。これを特別加入制度といいます。

除染作業に従事する「一人親方」の災害も補償の対象となります

- 「建設の一人親方」として労災保険に特別加入することにより、除染作業で災害にあった場合、補償を受けられます。

既に特別加入している方は、変更届が必要です

- 建設業、自動車による運搬、農業など、既に加入している特別加入区分の範囲内でのみ除染作業を行う場合は、あらためて「建設の一人親方」として特別加入していただく必要はありません。ただし、業務の内容について変更があった旨の届け出が必要です。

※中小企業の事業主の方も新たに除染作業に従事する場合は、業務内容の変更について届け出が必要です。

被ばく線量管理をお願いします

- 労災保険の特別加入者が除染作業に従事する場合も、迅速・適正な労災補償のため、労働者と同様の線量管理をしていただくようお願いします。

※一人親方等の特別加入団体は、災害防止規程に「被ばく防止」および「線量管理」についての項目を追加する必要があります。

労災保険特別加入Q&A

Q 特別加入できるのはどのような場合ですか？

- 中小事業主等…業種ごとに右表に定める数の労働者を年間100日以上使用する事業主、役員、家族従事者

業種	労働者数
金融業、保険業、不動産業、小売業	50人以下
卸売業、サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

- 一人親方等…労働者を使用せず、以下の事業または作業を行う方

事業の種類 (一人親方その他の自営業者)	個人タクシーまたは貨物運送業、建設業、漁船を使用する漁業、林業、医薬品配置販売業、再生資源取扱業、船員の事業
作業の種類 (特定作業従事者)	特定農作業、指定農業機械を使用する作業、委託訓練の作業、家内労働、労働組合等の常勤役員、介護作業

Q 特別加入するにはどのような手続きが必要ですか？

以下の団体を通じて、加入申請書を都道府県労働局長に提出してください。

- 中小事業主等…労働保険事務組合
- 一人親方等…業種ごとの特別加入団体

Q 一人親方が除染作業を行ったとき、労災補償の対象となりますか？

除染作業を行う方が、建設の一人親方として特別加入していれば、その作業により災害にあった場合、補償の対象となります

Q 一人親方として特別加入をしています。除染作業を行う場合、あらためて加入手続きをする必要がありますか？

- 既に「建設の一人親方」として加入している場合
⇒あらためて加入する必要はありません。
- 既に他の特別加入者として加入している場合
⇒承認を受けている特別加入の区分の範囲内で除染作業を行う場合、あらためて加入手続きの必要はありません。特別加入区分で認められた範囲を超えて除染作業を行う場合には「建設の一人親方」として特別加入してください。

Q 特別加入団体です。組合員が除染作業を行うことになった場合、何か手続きが必要ですか？

除染作業を行う組合員について、業務内容の変更を届け出してください。また、災害防止規程に線量管理や被ばく低減の措置についての項目を追加する必要があります。

◆詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください◆